

平成29年度「加工食品テスト販売事業」実施要領

1 目的

新商品等の商品価値を高め、市場展開を促進するため、百貨店、量販店および鹿児島ブランドショップ等でのテスト販売や商談を実施する。

2 実施場所

- (1)大消費地等の百貨店、量販店、料飲店および鹿児島ブランドショップ、または、県内外の展示販売会場等とする。
- (2) 実施店舗およびその店内における陳列場所については、商品に応じて店舗側とブランド支援センターが協議し決定する。

3 実施期間

- (1)平成29年8月から平成30年3月までとする。
- (2) 商品ごとのテスト販売期間は、1～2週間程度とする。
- (3) 実施時期については、希望商品の旬や期間限定の特徴等を考慮して決定する。

4 対象商品および選定の方法

- (1) 出品者が自ら企画開発し、県内で製造した加工食品とする。（生鮮食品・酒類を除く。）
- (2) 食品表示法、景品表示法、容器包装リサイクル法、特許法、商標法等の関係法令に抵触しない商品であること。なお、品質表示等に不備がある場合は、改善した後、テスト販売する。
- (3) 販売開始後、概ね2年以内の加工食品とする。
- (4) この事業で得た情報等を活用し、必要に応じて改良等を行なうことができる商品で、かつ積極的に販路拡大したい商品であること。
- (5) 対象商品は原則として1社2商品までとし、ブランド支援センターが関係者と協議して選定する。

5 商品の管理・販売および手数料等

- (1) 商品の管理・販売は原則として店舗側が対応するが、出品者が自ら店頭において商品を試食・宣伝し、情報収集等を行うことができる。
- (2) 原則として消化仕入方式とし、卸価格については出品申込書を参考に、店舗側と出品者およびブランド支援センターが協議のうえ決定する。

6 情報の収集・提供等

商品についての評価や情報は、店舗側、ブランド支援センターおよび出品者がアンケートや聞き取り調査等により収集し、商品の改良等に活用するため、出品者に提供する。